

令和 5 年 9 月 定例会

富士山南東消防組合議会会議録

令和 5 年 8 月 4 日

富士山南東消防組合議会

令和5年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録目次

(8月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○管理者挨拶	4
○報第 3号 令和4年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	4
○認第 1号 令和4年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について	5
○議第12号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案(第1号)	8
○議第13号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案	9
○富士山南東消防組合議会議員の派遣	10
○一般質問	11
○閉会の挨拶	18
○閉会の宣告	19
○署名議員	19

令和5年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録

議 事 日 程

令和5年8月4日（金曜日）午後3時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 報第 3号 令和4年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第 4 認第 1号 令和4年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 5 議第12号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
 - 日程第 6 議第13号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
 - 日程第 7 富士山南東消防組合議会議員の派遣
 - 日程第 8 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 報第 3号 令和4年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第 4 認第 1号 令和4年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 5 議第12号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
 - 日程第 6 議第13号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
 - 日程第 7 富士山南東消防組合議会議員の派遣
 - 日程第 8 一般質問
-

出席議員（9名）

1番	川原章寛	2番	鈴木文子
3番	井出春彦	4番	植松英樹
5番	藤江康儀	6番	佐野淳祥
7番	横山雅人	8番	二ノ宮善明
10番	大橋勝彦		

欠席議員（1名）

9番	井出 悟
----	------

説明のため出席した者

管 理 者 長	豊 岡 武 士	副 管 理 者 長	村 田 悠
三 島 市		裾 野 市	
副 管 理 者 長	池 田 修	代 表 監 査 委 員	加 藤 寛 治
長 泉 町			
消 防 長	羽 田 浩 二	消 防 次 長 兼 長	鈴 木 清 明
		総 務 課	
三 島 消 防 署 長	北 山 静	裾 野 消 防 署 長	高 村 新 一
長 泉 消 防 署 長	下 山 和 典	予 防 課 長	関 智 勝
警 防 救 急 課 長	漆 畑 英 夫	通 信 指 令 課 長	渡 辺 光 明

議会事務担当職員

書 記 長	室 伏 郷 志	書 記	大 西 保 信
書 記	渡 邊 詳		

開会 午後 3時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木文子） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和5年富士山南東消防組合議会9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鈴木文子） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（鈴木文子） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者及び監査委員宛て出席方を通知しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に9番 井出悟議員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（鈴木文子） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木文子） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、7番 横山雅人議員、8番

二ノ宮善明議員の兩名を指名いたします。

◎管理者挨拶

○議長（鈴木文子） ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 議員の皆様、改めましてこんにちは。大変お暑うございます。

本日は令和5年富士山南東消防組合議会9月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして、ここに開会の運びとなりましたこと、また、日頃より消防行政の推進に格別なる御理解と御協力を賜っておりまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本日御提案申し上げます議案であります。まず1つ目が令和4年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告、2つ目が令和4年度富士山南東消防組合会計決算認定について、3つ目が令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）について、4つ目が富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案の計4件でございます。

詳細につきましては、この後、消防長から御説明をさせていただきますので、何とぞ御審議をいただき、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。管理者の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎報第3号 令和4年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（鈴木文子） 次に、日程第3 報第3号 令和4年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を行います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） それでは、報第3号 令和4年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和5年富士山南東消防組合議会2月定例会において補正予算の繰越明許費として認めていただきました消防ポンプ自動車更新整備について、かかる経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

計算書の内容は、表に記載のとおり、3款消防費、1項消防費の消防車両整備事業における緊急消防援助隊車両整備に係る経費6,312万1,480円を繰り越しました。

令和4年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告の説明は以上でございます。

○議長（鈴木文子） 当局からの報告が終わりました。

ここで議長からお願い申し上げます。

質疑につきましては、1回の発言につきおおむね3分をめどとすることになっております。整理して発言をお願いします。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

◎認第1号 令和4年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（鈴木文子） 次に、日程第4 認第1号 令和4年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定ついてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） それでは、認第1号 令和4年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

最初に、令和4年度歳入歳出決算書30ページを御覧ください。

令和4年度富士山南東消防組合会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は31億2,424万8,917円、歳出総額は30億7,721万5,820円、歳入歳出差引額は4,703万3,097円となり、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は443万6,480円ですので、実質収支額は4,259万6,617円となり、令和5年度会計に前年度繰越金として6月1日付で歳入しております。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書で順次御説明申し上げます。

決算書、戻りまして8ページ、9ページを御覧ください。

見開き左側、款、項、目、右側が金額、備考欄になってございます。

歳入の個別概要から御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金でございますが、収入済額は26億998万2,637円で、構成市町からの負担金となります。三島市から13億2,782万1,409円、裾野市から6億7,547万6,190円、長泉町から6億668万5,038円となっております。

次に、2款使用料及び手数料は、収入済額391万6,550円です。管内の危険物施設に係る許認可事務の手数料、煙火消費許可申請に対する審査手数料が主なものとなります。

3款国庫支出金は、収入済額70万4,000円で、新型コロナウイルス感染症などの感染防止対策として、緊急消防援助隊設備費補助金を収入してございます。

次に、4款県支出金は、収入済額1,617万7,000円で、11ページ備考欄に記載がございましたが、

住民防災教育に充てる事業、救急、救助用物品などの常備消防用防災資機材整備事業に係る県の地震・津波対策等減災交付金になります。

なお、3款国庫支出金、4款県支出金それぞれにございます収入未済額は、先ほど報第3号で御報告させていただきました消防車両整備事業の繰越しによるものでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

5款財産収入は、収入済額121万8,894円で、清涼飲料水自動販売機手数料などでございます。

6款寄附金はございませんでした。

7款繰越金は、収入済額は6,545万363円で、令和3年度会計の繰越金でございます。

次に、8款諸収入につきましては、収入済額3,629万9,473円で、これは三島市や消防防災航空隊、静岡県消防学校へ派遣しております職員の人件費負担金のほか、新型コロナウイルス感染症等の移送費に係る県からの負担金などが主なものとなります。

9款組合債は、収入済額3億9,050万円です。これは三島消防署中郷分遣所の建て替えに係る消防施設整備事業、水槽付消防ポンプ自動車の整備に係る消防車両整備事業、消防指令センターの指令システム機器部分更新に係る消防指令センター運営事業に係る組合債でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

14ページ、15ページを御覧ください。

初めに、1款議会費の支出済額は142万7,367円で、執行率は74.61%でございます。主な支出は、議員報酬及び行政視察に係る費用弁償などの経費となります。

次に、16ページ、17ページを御覧ください。

2款総務費ですが、支出済額は6,411万7,268円です。2款総務費は、項別で1項総務管理費と2項監査委員費から構成しております。最初に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の収入済額は6,387万4,800円で、執行率は94.87%でございます。事業別の支出済額は、右端の備考欄に記載がございますので、御覧ください。人件費のうち特別職の給料は11万1,000円。個人情報保護に係る各委員報酬は5万2,000円。非常勤職員の報酬は、産業医への報酬として30万円でございます。総務管理事業は、当消防組合を運営していく上で必要となる各種経費が主なもので、支出済額5,581万8,958円で、消耗品費、通信運搬費、事務系、財務系コンピューター機器、ネットワーク回線などの使用料のほか、御協力いただいております三島市への会計事務負担金や工事管理事務負担金などの支出でございます。続きまして、人事管理事業ですが、支出済額は759万2,842円で、各種手数料や職員健康診断委託、人事評価制度コンサルティング事業委託の経費が主なものとなります。

18ページ、19ページを御覧ください。

2款総務費、2項監査委員費、1目監査委員費は、支出済額24万2,468円、執行率は93.61%で、監査委員の報酬及び消耗品費となります。

続きまして、20、21ページを御覧ください。

3款消防費は、1項消防費を1日常備消防費と2目消防施設費で構成し、1項消防費の収入済額は28億7,450万637円で、執行率は99.22%となります。1日常備消防費でございますが、備考欄を御覧ください。職員人件費は、支出済額22億1,686万7,488円で、職員の給料、各種手当等でございます。続いて、中段でございます救急高度化推進事業は、収入済額4,122万4,815円で、これは消防本部及び各消防署所における救急業務に係る経費であります。主な支出といたしまして、救急業務に必要となる救急資機材などの消耗品、救急車の燃料費、救急救命用資機材の保守点検業務委託、救急救命士3名の養成に係る研修負担金などが主なものとなります。

続いて、23ページの備考欄を御覧ください。

消防防災事業の支出済額は1億1,370万1,290円で、これは消防本部及び各署所における総務、警防、救助、予防の各事業に係る運営経費でございます。主な支出といたしまして、消耗品費、消防車両などの燃料費、消防指令センターを除く消防本部と各署所の光熱水費、消防車両、消防庁舎、機械器具等の修繕、各施設保守点検業務委託などが主なものとなります。

下段でございます消防指令センター運営事業は、支出済額が5億270万7,044円で、指令システム更新業務委託料が4億1,591万円と、指令システム機器の部分更新に係る経費がその大部分を占めております。そのほか通信運搬費、指令システム保守点検業務委託、25ページの記載になりますが、消防救急デジタル無線保守点検業務委託となります。

同じく24ページ、25ページでございますが、2目消防施設費でございます。支出済額は9,039万780円でございます。内訳といたしまして、消防施設整備事業では、支出済額5,679万1,000円で、三島消防署中郷分遣所建て替えに係る地質調査、実施設計などの業務委託、用地購入経費でございます。消防車両整備事業では、支出済額3,359万9,780円で、裾野消防署須山分遣所の救急車の更新整備に係る経費でございます。

なお、25ページに記載しております繰越明許費につきましては、先ほど御報告させていただきました消防ポンプ車に係る経費でございます。

次に、26、27ページを御覧ください。

4款公債費の支出済額は4,677万9,768円で、組合債の元金償還金として4,485万7,072円、組合債償還利子として192万2,696円でございます。

次に、28、29ページを御覧ください。

5款予備費でございますが、支出及び流用はございませんでした。

31ページから34ページに財産に関する調書として、公有財産及び取得価格100万円以上の物品の一覧を記載しております。

また、別冊といたしまして、令和4年度主要な施策の成果と予算執行状況報告書及び令和4年度富士山南東消防組合歳入歳出決算審査意見書を添付してございます。併せて御覧いただきますよう御案内申し上げます。

令和4年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

加藤代表監査委員。

○代表監査委員（加藤寛治） ただいま上程になりました認第1号 令和4年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付されました令和4年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算について、監査委員を代表して審査結果を御報告申し上げます。

審査の結果でございますが、決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿及び証書類と符合し正確であり、令和4年度における収支決算額を適正に表示しているものと認めましたので、御報告申し上げます。

審査結果の詳細につきましては、お手元に配付されております令和4年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算審査意見書に記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、決算審査の結果報告といたします。

○議長（鈴木文子） 以上で当局からの説明並びに監査委員の報告が終わりました。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより認第1号 令和4年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木文子） 起立全員と認めます。よって、認第1号は原案どおり認定されました。

◎議第12号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）

○議長（鈴木文子） 次に、日程第5 議第12号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） それでは、議第12号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）について提案要旨を御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。

今回の補正の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入予算の補正

を行うものです。

それでは、2ページを御覧ください。

7款繰越金に令和4年度会計からの繰越金4,259万6,000円を増額し、1款分担金及び負担金において同繰越額を減額しようとするものです。

詳細につきましては、4ページ、5ページを御覧ください。

歳入、1款1項1目市町負担金ですが、本年度当初予算額26億8,691万7,000円から繰越金4,259万6,000円を減額し、26億4,432万1,000円としようとするもので、各市町の負担金から減額される額の内訳は、令和4年度負担割合に合わせ、三島市が2,167万3,000円、裾野市が1,102万8,000円、長泉町が989万5,000円でございます。

続きまして、6ページ、7ページを御覧ください。

7款1項1目繰越金ですが、前年度繰越金として4,259万6,000円を繰入れ、4,259万7,000円にしようとするものです。

議第12号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）についての説明は以上でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第12号 令和5年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第12号は原案どおり可決されました。

◎議第13号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第6 議第13号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） それでは、議第13号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案の提案要旨について御説明申し上げます。

今回の改正内容につきましては、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、急速充電設備、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等に係る位置、構造及び管理の基準を改めるほか、指定場所における喫煙の制限に係る規定を改めるなど、それぞれ所要の改正を行うものです。

施行期日は、それぞれ喫煙等に係る改正は公布の日、急速充電設備に係る改正は令和5年10月1日、蓄電池設備に係る改正は令和6年1月1日とするものです。

議第13号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案についての説明は以上でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより議第13号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、議第13号について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第13号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第13号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第13号は原案どおり可決されました。

◎富士山南東消防組合議会議員の派遣

○議長（鈴木文子） 次に、日程第7 富士山南東消防組合議会議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の資料のとおり指令センターの共同運用の調査、研究及び水害等の大規模災害への対応調査を実施するに当たり、本組合議会の全議員を派遣することについて、会議規則第108条の規定により承認を求めるものであります。

お諮りいたします。本件について派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

◎一般質問

○議長（鈴木文子） 次に、日程第8 一般質問を行います。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質問は本日1日で行います。質問時間は答弁を含め40分以内でお願いしたいと思います。

なお、当局は議員の質問に対し明確に答弁することを要望いたします。

通告者が2名あります。

これより発言順位に従いまして、8番 二ノ宮善明議員の発言を許します。

二ノ宮善明議員。

〔二ノ宮善明議員登壇〕

○議員（二ノ宮善明） 8番 二ノ宮です。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

質問事項の1でございます。消防隊員の暑熱順化についてお伺いをしたいと思います。

消防士は、真夏でも真冬でも、火災が発生すれば、炎耐性のある防火服を身につけて現場に向かいます。私が分団で活動していた頃には、真夏の炎天下の火災でも、刺子を着るだけで暑くてたまらなくて、嫌になりました。消防隊員は全く顔に出さずに、一心不乱に消火活動を行ってくださっておりました。全く頭が下がる思いでございます。

最近の防火服は、機能が向上しており、改良されているようですが、燃え盛る火の手の近くで防火衣に防火ヘルメットなどをつけて行う消火活動は、熱中症と隣り合わせの厳しい現状であります。現場にいち早く到着する先着隊ほど重度の活動を強いられるのではないのでしょうかと私は思っております。

完全防火着装に空気呼吸器を加えますと、約16キロになります。その装備を背負って真夏でも消火活動を行っている消防隊員は、通常の訓練を通し暑熱順化を行っております。夏の暑さに体を順応させる目的であって、汗をかくことで体温調節を行い、暑さに対応する体をつくるべく努力しております。

そこで、以下、伺います。

(1)です。当消防本部では、暑熱順化対策をどのような方法で行っているのかお伺いをいたします。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） 暑熱順化対策についてお答えします。

当消防本部において日常訓練は、富士山南東消防組合訓練時安全管理要綱に基づき実施しております。消防隊員は、日常から現場活動を想定して、防火衣や空気呼吸器などを着装し、熱中症

に注意しつつ訓練を実施しております。これに併せて、個人でも装備を着装したままジョギングを行うなど自己研鑽し、暑熱順化に努めております。暑熱順化には個人差があるため、開始時期や訓練の方法については、各個人が自主的に実施しております。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） 答弁ありがとうございました。

暑熱順化対応には個人差があるということ、全員が同じ暑熱耐性を身につけることよりも、それぞれの個性や身体的特性に合わせて暑熱耐性の限界を引き上げることですね、それが必要だと思いますし、自分の限界点を知ること必要だなど、そういうふうに思います。

先ほどの答弁では、安全管理要綱に基づいて実施しているという点と、あとは、個人個人で自主的に行っているとのことで安心をいたしました。

それでは、次に移らせていただきます。

消火活動中の現場での体温冷却の対策、そういうようなものはありますでしょうか。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） 現場での体温冷却の対策についてお答えします。

消防隊員が身につける防火衣には、内側に保冷剤を入れるポケットがついており、体温冷却を行っております。また、防火衣を着装しない救助活動や救急活動においても、保冷剤を装着できるクールジャケットを着て体温冷却をしております。

なお、長時間活動に備え、予備の保冷剤をクーラーボックスに入れて各車両に積載しております。

現場活動における熱中症や脱水症対策としまして、熱中症対策飲料水を購入し、指揮隊車両を中心に全車両に積載し、現場責任者の指示の下、活動中の隊員間でローテーションを行いながら水分補給を実施しております。

活動が長時間にわたり隊員を休息させる場合は、指揮隊の車両や救急車両などを活用し、車両内でクールダウンを図るなどの対策を実施するとともに、簡易テントを活用して日陰をつくるなどの措置も講じております。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） 答弁ありがとうございました。

防火衣だけでなく、クールジャケットにもアイスパックが装着できると初めて知りました。初めて知って、体温冷却がしやすいことも分かりました。

また、他県の話なんですけど、隊員が出動の合間に救急車や消防車で制服でもコンビニとか店舗に飲料水とかそういうものを購入するために立ち入ることが可能なように、消防隊員とかの支援をしているというのを聞いたことがあるんです。聞いたことがあるんですけど、当消防本部では、熱中症や脱水症状対策として飲料水を購入しているということで、それを積載して飲んでいただいているということで安心をいたしました。

ただ、一つ気になるのは、飲料水の購入は当然公費でなくてはならないかと私は思いますので、

そこのところですね、多分公費だと思うんですが、確認をさせていただきます。お願いします。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えします。

熱中症対策用飲料水の購入は公費で行っております。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） それでは、もう1点確認させていただきます。

先ほどの答弁ですと、現場の責任者の指示の下で水分補給をしているということでございます。現場での消火活動中に隊員に水分補給をするというのは、これは任意でやっているんですか。それとも強制的にやっているのでしょうか。そこをお答えしていただきたいと思います。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えします。

活動時間を考慮して現場責任者の判断で行っております。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） ということは、強制的に取るということによろしいですね。

○警防救急課長（漆畑英夫） はい。

○議員（二ノ宮善明） ありがとうございます。

喉が渴いたから飲むとか、くらくらしてきたから飲むでは遅くなる可能性もあります。熱中症になってしまうこともあろうかと思しますので、その辺のところは、現場の責任者の方は、間違えることなく早めにとっていただくような指示を出していただきたいなど、そういうふうに思います。

それでは、質問事項の2に移らせていただきます。

救急安心センター事業について伺います。

救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院へ行ったほうがいいのか等迷った際の相談窓口として、電話で専門家からアドバイスを受けることができる電話相談事業が既に始まっております。救急安心センター事業（＃7119）では、医師、看護師、相談員が対応し、相談内容に緊急性があった場合には、直ちに救急車の出動対応を構築することになっているそうです。原則24時間365日体制となっており、全国22地域で実施されておりますが、静岡県では、現在、まだ体制が整っておりません。救急隊の出動回数が増える一因であると思っております。

そこで、以下、伺います。

（1）富士山南東消防本部において、この相談窓口にかわるテレホンサービス等はあるのでしょうか。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えします。

当消防本部では、救急安心センターにかわるサービスは独自に設けておりませんが、119番通報時に相談があった場合は、一般電話にかけ直すように伝えて対応しております。また、消防署

の一般電話に救急車を呼ぶべきか相談があった場合、緊急度、重症度を判断し、必要があれば119番にて救急車を呼ぶように案内をしております。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） ありがとうございます。

緊急度や重症度に応じて救急車の要請を案内しているということでもございましたけれども、住民の立場としては少し安心できるんです。その少しというのは、一般電話に相談があって、救急車を要請する次のステップとして119番にかけてください。かけてくれれば、救急車の要請がきますということだと、私にとっては、それは救急車を要請している人にとっては二度手間だなど、そういうふうに思うんです。必要があれば、119番で救急車を呼んでくださいと、この二度手間になるというようなことですね、これについては本部はどういうふうにお考えですか。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） 救急安心センター事業も、一般電話で相談があった場合と同様に、直接救急車を要請することはできませんので、再度119番へかけ直していただくこととなります。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） 現在では、もうそうするしかないということでもよろしいですね。はい。それでは、（2）でございます。

総務大臣は、住民からの電話相談を受け付ける救急安心センターの全国展開を推進し、市町における普通交付税措置を見直して、県や市町の財政負担に対して特別交付税を講じること等を伝達して、検討に積極的に着手するように全国に依頼をしております。

現在、静岡県メディカルコントロール協議会の作業部会において検討を重ねている最中だとは思いますが、これについて進捗状況がもしお分かりになるようでしたら伺いをいたします。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） 進捗状況についてお答えします。

静岡県では、救急安心センター事業は現時点では行っておりませんが、住民の安心に寄与する行政サービスとなることから、静岡県メディカルコントロール協議会作業部会で、事業実現に向け検討を行っているところでございます。

救急安心センター事業の進捗状況としまして、運営形態、医療機関の案内方法、財政負担割合などの課題について検討を行っておりますが、事業開始時期については未定となっております。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○議員（二ノ宮善明） 御答弁ありがとうございます。多分調べてくれたんだなというのが分かりました。

実は、医師、看護師、相談員の24時間365日体制の経費を県内の自治体で負担するとなりますと、各自治体は本当に幾らになるのでしょうか。すごく心配になるところであります。

国が本来は国民の命を守るための救急安心センターの全国展開を積極的に進めるのであれば、

これは特別交付税でなくて、全額経費を国が負担してやるべきだなということを私は思いました。そのようなことを期待いたしまして一般質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木文子） 以上で、8番 二ノ宮善明議員の発言を打ち切ります。

これにて、ただいまより休憩に入ります。

開始時間は15時50分といたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時50分

○議長（鈴木文子） それでは、休憩を閉じ、次に、7番 横山雅人議員の発言を許します。

横山雅人議員。

〔横山雅人議員登壇〕

○議員（横山雅人） それでは、通告に従い2つの質問を行います。

1つ目は、救急活動の実情についてです。

救急隊員の皆様、日頃の活動に感謝申し上げます。

令和5年2月の定例会でも質問をされておりますが、出動要請が増えていく中、この6か月間で医療機関から受入れを断られた件数は何件ありますでしょうか。1回で受け入れられなかった件数で結構です。教えてください。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えします。

令和5年1月1日から6月30日までの救急出動件数は4,548件です。そのうち1回目の収容依頼で受入れに至らなかった件数は835件でしたが、最終的に受入れができなかった事案はございません。

以上です。

○議長（鈴木文子） 横山雅人議員。

○議員（横山雅人） ありがとうございます。

全て受入先が決まっているとのこと、御努力に感謝申し上げます。

次に、受入先が決まるまで最長どのくらいの時間がかかったのかを教えてください。時間と決まるまでに当たった医療機関の件数もお願いいたします。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えします。

医療機関の収容先が確定するまでの最長時間は109分となります。こちらは5回目の受入要請で収容先が確定しております。また、受入先が決まるまでの件数ですが、2回目が515件、以降、3回目は195件、4回目は83件、5回目は34件、6回目は4件、7回目は3件、8回目は1件と

なります。

以上です。

○議長（鈴木文子） 横山雅人議員。

○議員（横山雅人） ありがとうございます。

すぐにでも救いたいという気持ちの中で、隊員の心中お察しいたします。

その結果に対して、なぜそうなったのか。そうならないための検証はされているのでしょうか。教えてください。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） お答えします。

当消防本部においては、駿東田方地域メディカルコントロール協議会に属しており、地域における救急医療体制の向上を目的として、医療機関の救急担当医師、消防の事後検証委員にて、救急救命措置を行った症例の検証などのほか、救急隊の病院選定において6回以上の収容依頼を行ったもの及び受入確認に30分以上を要した事案などについても検証を行っております。

以上です。

○議長（鈴木文子） 横山雅人議員。

○議員（横山雅人） ありがとうございます。

協議会で検討されているということが分かりました。ぜひ検討された内容が活かされることを望みます。

次に、依頼先の医療機関にはどのように当たるのか。その選定方法を教えてください。

○議長（鈴木文子） 漆畑警防救急課長。

○警防救急課長（漆畑英夫） 医療機関の選定についてお答えします。

救急隊が傷病者の容態を観察し、緊急度、重症度などを判断して、最適な医療機関を選定し、収容依頼を行っております。病院選定は、一次医療機関、二次医療機関、三次医療機関となっております。一次医療機関は、入院を必要としない傷病者の診療を受け持ち、診療所やクリニックとなり、三島メディカルセンター、沼津夜間救急医療センターなどが一次医療機関となります。救急隊が傷病者の容態から、専門医療機関や総合病院での診療が必要と判断した場合は、入院施設を備えた二次医療機関を選定します。三島総合病院、三島中央病院、裾野赤十字病院などが二次医療機関となります。意識障害、多発外傷、熱傷など緊急度、重症度が高い傷病者は、救命救急センターの三次医療機関となります。順天堂静岡病院や沼津市立病院がそれに当たります。

以上です。

○議長（鈴木文子） 横山雅人議員。

○議員（横山雅人） ありがとうございます。理解をいたしました。

救急活動がより効率よく行えるように切望いたします。

2つ目です。組合の現在の課題についてお伺いをいたします。

平成28年4月に組合が発足し7年が経過をいたしました。平成30年9月の定例会にて、組合に

なった広域のメリットについて質問をされ、回答をいただいております。

今回は、現在、組合が抱える課題を教えてください。短期、長期の観点でお願いをいたします。

○議長（鈴木文子） 鈴木消防次長。

○消防次長（鈴木清明） それでは、現在、組合が抱える課題についてお答えをいたします。

初めに、長期的な大きな課題としまして、組合施設等の維持管理があります。消防署所等の建物は、構成市町から無償貸付を受けているものもあり、その維持管理にかかる費用は、消防組合の負担とされていることと、当消防組合は構成市町の負担金で運営していることから、かかる費用の平準化を図り、各施設の計画的な管理を行う必要があります。各施設の建て替えや修繕等につきましても、署所の適正配置や長寿命化など長期的な視点で優先順位の検討を行い、計画的に実施しております。

次に、近々の課題としましては、定年引上げ後の高齢期職員の働き方についてであります。高齢期職員は、体力面の配慮も含めた配置が必要となりますが、組織運営や災害対応を考慮すると、配属先が限られることが想定されます。また、管理職として長く現場から離れている場合もあり、身体機能の低下も考慮しなくてはなりません。しかし、人事管理上、現場業務に従事していただくことも考えられ、段階的に定年延長となる職員に対して、今後の勤務形態の選択も含めて事前の意思確認や情報提供を実施いたしております。

また、定年引上げ後も必要な消防力を確保する必要があり、隔年でしか定年退職が発生しない中において、適切な人材を安定的に確保する観点から、定年引上げ期間中の各年度においても、平準化した新規採用職員を確保する必要があり、採用人数の調整を行いながら対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 横山雅人議員。

○議員（横山雅人） ありがとうございます。理解をいたしました。

課題は山積みと思いますが、しっかりとした対応をお願いいたします。

次に、平成31年2月定例会にて採用に関する質問がされております。組織はやはり人が大切であります。より優秀な人材確保のための方策、また今後の女性職員の採用計画並びに女性職員の評価方法について教えてください。

○議長（鈴木文子） 鈴木消防次長。

○消防次長（鈴木清明） 優秀な人材確保のための方策、女性職員の採用計画並びに評価方法についてお答えをいたします。

優秀な人材を確保するためには、職員採用試験の申込者を増加させることが重要であると考えております。当組合の取組といたしまして、令和4年度から当組合職員の協力を得まして、職員募集ポスターを独自に作成し、管内の公共施設、大学、高等学校、食品販売店などにポスター掲示を依頼するなどの広報活動を行っております。また、高等学校が実施する職業セミナーなどへの職員派遣や、管内の大学、高等学校を直接訪問いたしまして、希望する学生への募集案内配付

のお願いをしているところでございます。

次に、女性職員の採用計画についてであります。当組合が平成28年度に策定した女性職員の活躍に基づく特定事業主行動計画におきまして、女性の採用試験受験者数を5%以上にするとともに、消防職員に占める女性職員の割合を現行の2%から3%に引き上げ、現在5名の女性職員数を8名程度とする取組を行っております。

最後に、評価方法についてお答えをいたします。

当組合では、職員の職務遂行能力及び業務実績を適正に評価し、人材育成、組織マネジメントの向上、処遇への反映を目的とした人事評価制度を運用しております。この制度におきまして、職員の職制上の職務を行う上で発揮することが求められる能力を定めるとともに、毎年、職員自身が目標設定を行い、この目標達成度や過程を評価しております。人事評価制度は全職員を対象としており、同一制度による評価を行っております。

なお、職員の昇格につきましては、消防士長、消防司令補、消防司令の階級に対する試験を行っており、経験年数などによる受験資格を定め、該当する全ての職員を対象に実施しております。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 横山雅人議員。

○議員（横山雅人） ありがとうございます。よく分かりました。

1人でも多くの方に受験をしていただき、採用できるよう、私も声かけのほうをしていきたいというふうに思います。

また、女性職員が増えることが女性の受験者数の向上につながると思います。遠くない将来に女性の管理職が生まれることを楽しみにしております。

また、職員の皆様には、今後も昇任を目指して努力されることを希望いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木文子） 以上で、7番 横山雅人議員の発言を打ち切ります。

以上で、通告者による一般質問は全て終了いたしました。これで一般質問を打ち切ります。

◎閉会の挨拶

○議長（鈴木文子） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 令和5年富士山南東消防組合議会9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

富士山南東消防組合議会9月定例会を招集させていただき、御提案いたしました各議案等につきまして慎重に御審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございました。

日頃よりいただいております貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

毎年、全国各地で地震や豪雨災害が発生しておりますが、来る10月18日は、静岡県東部消防長会東部地区大規模災害対応合同訓練が当三島消防庁舎敷地と南田町広場を会場に開催されます。静岡県東部の7つの消防本部が集結し、また国土交通省の緊急災害対策派遣隊——（TEC-FORCE）——と静岡市消防局にも御協力をいただき、緊急消防援助隊の後方支援活動を中心に訓練を行ってまいります。

また、11月11日から12日にかけては、緊急消防援助隊中部ブロック訓練が石川県能都町で開催されます。当消防組合からは、三島消防署の救助隊、後方支援隊が参加することとなっております。これらの訓練によりまして、災害対応や人命救助等のための支援、受援体制の確認、検証を行い、今後の防災力の強化充実につなげてまいることといたしております。

毎日暑い日が続いているところでございますが、どうぞ議員の皆様におかれましても、くれぐれも健康に御留意され、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木文子） これをもちまして、令和5年富士山南東消防組合議会9月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時10分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和5年8月4日

議 長 鈴 木 文 子

署 名 議 員 横 山 雅 人

署 名 議 員 二ノ宮 善 明